

電波法関係審査基準新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 〔(1)～(4) 略〕</p> <p>(5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、施行規則第3条第5号の「その他これらに準ずる水域」とは、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して当該通信網内の通信を行うことを主たる目的とするもの（携帯無線通信を行うもの、デジタルMCA陸上移動通信を行うもの及び高度MCA陸上移動通信を行うもの並びに広帯域移動無線アクセスシステムに係るものを除く。）にあっては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあっては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）とする。 〔(6)～(12) 略〕</p> <p>[2～16 略]</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第2 陸上関係 〔1・2 略〕</p> <p>3 その他の一般無線局 〔(1)～(8) 略〕</p> <p>(9) 一般業務用（通信事項がMCA陸上移動通信に関する事項の無線局の場合に限る。） ア 一般的審査 デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局（デジタルMCA制御局、デジタル指令局及び陸上移動局（管理移動局を含む。））及びデジタル陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（以下この（9）において「デジタル機能試験用無線局」という。）並びに高度MCA陸上移動通信を行う無線局（高度MCA制御局及び陸上移動局）及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（以下この（9）において「高度MCA機能試験用無線局」という。）の一</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 〔(1)～(4) 同左〕</p> <p>(5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、施行規則第3条第5号の「その他これらに準ずる水域」とは、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して当該通信網内の通信を行うことを主たる目的とするもの（携帯無線通信を行うもの、<u>MCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を行うもの並びに広帯域移動無線アクセスシステムに係るものを除く。</u>）にあっては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあっては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）とする。 〔(6)～(12) 同左〕</p> <p>[2～16 同左]</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第2 陸上関係 〔1・2 同左〕</p> <p>3 その他の一般無線局 〔(1)～(8) 同左〕</p> <p>(9) 一般業務用（通信事項がMCA陸上移動通信に関する事項の無線局の場合に限る。） ア 一般的審査 <u>MCA陸上移動通信を行う無線局（MCA制御局、指令局及び陸上移動局（管理移動局を含む。））及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（以下この（9）において「機能試験用無線局」という。）並びにデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局（デジタルMCA制御局、デジタル指令局及び陸上移動局（管理移動局を含む。））及びデジタル陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（以下この（9）において「デジタル機能試験用無線局」とい</u></p>

般的審査は、次により行う。

(ア) 用語の意義

(9)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

A 「無線ゾーン」とは、デジタルMCA制御局又は高度MCA制御局が中継を行うことができる区域であって、当該デジタルMCA制御局については、その発射電波の電界強度が当該区域の場所率70%以上において $24\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上であるものをいう。

B 「ユーザ識別符号」とは、デジタルMCA制御局の中継により通信を行うデジタル指令局と陸上移動局又は陸上移動局の集団を識別するために制御用チャンネルを使用して送出される平成15年総務省告示第143号（デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局、デジタル指令局、陸上移動局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局が装置する制御装置に備え付けることを要する記憶装置の条件）に規定する群コード若しくはこれに相当する符号をいう。

C 「群」とは、同一のユーザ識別符号を有するデジタル指令局及び陸上移動局又は陸上移動局の集団をいう。

[D 略]

E 「専用システム」とは、公共性の高い業務等を行う免許人のデジタル指令局若しくは陸上移動局のみを収容するシステム（同一システム内で特定のチャンネルを専用を使用する場合を含む。以下同じ。）又は専らデータ伝送を行うデジタル指令局若しくは陸上移動局のみを収容するシステムをいう。

う。）であって、850MHzを超え940MHz以下（以下この（9）において「800MHz帯」という。）の周波数の電波を使用するもの及び1,455.35MHzを超え1,513MHz以下（以下この（9）において「1.5GHz帯」という。）の周波数の電波を使用するものの一般的審査は、次により行う。

(ア) 用語の意義

(9)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

A 「無線ゾーン」とは、MCA制御局又はデジタルMCA制御局が中継を行うことができる区域であって、当該MCA制御局の発射電波の電界強度（中央値をいう。以下この（9）において同じ。）が当該区域の場所率70%以上において $30\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上であるもの及び当該デジタルMCA制御局の発射電波の電界強度が当該区域の場所率70%以上において800MHz帯の周波数の電波を使用するものにあつては $24\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上、1.5GHz帯の周波数の電波を使用するものにあつては $35\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 以上であるものをいう。

B 「ユーザ識別符号」とは、MCA制御局又はデジタルMCA制御局の中継により通信を行う指令局若しくはデジタル指令局と陸上移動局又は陸上移動局の集団を識別するために制御用チャンネルを使用して送出される平成5年郵政省告示第124号（MCA陸上移動通信を行うMCA制御局等が装置する制御装置に備え付けることを要する記憶装置の件）に規定するユーザコード又は平成15年総務省告示第143号（デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局、デジタル指令局、陸上移動局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局が装置する制御装置に備え付けることを要する記憶装置の条件）に規定する群コード若しくはこれに相当する符号をいう。

C 「群」とは、同一のユーザ識別符号を有する指令局若しくはデジタル指令局及び陸上移動局又は陸上移動局の集団をいう。

[D 同左]

E 「専用システム」とは、公共性の高い業務等を行う免許人の指令局、デジタル指令局若しくは陸上移動局のみを収容するシステム（同一システム内で特定のチャンネルを専用を使用する場合を含む。以下同じ。）又は専らデータ伝送を行う指令局、デジタル指令局若しくは陸上移動局のみを収容するシステムをいう。

F [略]

G 「周波数ブロック」とは、デジタルMCA陸上移動通信の一つのシステムに割り当てることのできる周波数の組み合わせの単位をいう。

H 「チャンネル」とは、一の通信路のことをいい、一の割当周波数のチャンネル数はデジタルMCA陸上移動通信の場合は4である。

[削る]

[削る]

I 「デジタルMCA前進中継局」とは、デジタルMCA制御局とデジタル指令局との間又はデジタルMCA制御局と陸上移動局との間の通信を中継するデジタルMCA制御局をいう。

[削る]

[削る]

(イ) 免許人等

A デジタルMCA制御局又は高度MCA制御局（以下この（9）において「MCA制御局等」という。）は、根本基準第5条の2に適合するものであって、その免許人は、デジタルMCA陸上移動通信の業務又は高度MCA陸上移動通信の業務（以下この（9）において「MCA陸上移動通信等の業務」という。）を提供することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

B デジタル指令局（以下この（9）において「デジタル指令局」という。）並びにデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局（以下この（9）

F [同左]

G 「周波数ブロック」とは、MCA陸上移動通信の一つのシステムに割り当てることのできる周波数の組合せ若しくはデジタルMCA陸上移動通信の一つのシステムに割り当てることのできる周波数の組み合わせの単位をいう。

H 「チャンネル」とは、一の通信路のことをいい、一の割当周波数のチャンネル数はMCA陸上移動通信の場合は1であり、800MHz帯デジタルMCA陸上移動通信の場合は4であり、1.5GHz帯デジタルMCA陸上移動通信の場合は6である。

I 「MCA陸上移動通信を行う無線局（デジタルを含む。）」とは、MCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局をいう。以下MCA制御局、指令局、機能試験用無線局及びMCA前進中継局についても同様に表記する。

J 「MCA前進中継局」とは、MCA制御局と指令局との間又はMCA制御局と陸上移動局との間の通信を中継するMCA制御局をいう。

K 「デジタルMCA前進中継局」とは、デジタルMCA制御局とデジタル指令局との間又はデジタルMCA制御局と陸上移動局との間の通信を中継するデジタルMCA制御局をいう。

L 「可搬型MCA制御局」とは、災害時又はイベント時等において一時的に設置されるMCA制御局をいう。

M 「管理移動局」とは、他の陸上移動局を管理する陸上移動局であって、送受信装置、空中線装置及び附属装置が同一の構内又は建物内に設置されているものをいう。

(イ) 免許人等

A MCA制御局又はデジタルMCA制御局（以下この（9）において「MCA制御局等」という。）は、根本基準第5条の2に適合するものであって、その免許人は、MCA陸上移動通信又はデジタルMCA陸上移動通信の業務（以下この（9）において「MCA陸上移動通信等の業務」という。）を提供することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

B 指令局又はデジタル指令局（以下この（9）において「指令局等」という。）並びにMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（以下この（9）

において「陸上移動局等」という。)は、根本基準第8条に適合するものであること。

なお、これらの無線局は、公共業務を行うことを開設理由とする場合であっても、通信事項は「MCA陸上移動通信」として開設を認めることとする。また、移動可能な無線設備を用いて固定的に運用するものであっても陸上移動局として認める。

C デジタル機能試験用無線局又は高度MCA機能試験用無線局 (以下この(9)において「機能試験用無線局等」という。)の免許人は、MCA制御局等の免許人であること。

D MCA制御局等を運用する業務(以下この(イ)において「業務」という。)の計画は、次の条件を満足するものであること。

(A) 業務の実施計画等は、次の条件を満足するものであること。

[a～c 略]

d 高度MCA制御局については、次の条件を満足するものであること。

(a) 非常時や災害時等においても継続的に業務を行うため、無線設備の耐震性及び冗長性、非常用電源の確保並びに陸上移動局の送信時間制限等、必要な措置を講じていること。

(b) 他の無線局との共用のために必要な対策及び調整等を講じていること。また、将来的に陸上移動局等の増加により、他の無線局に干渉を生じる可能性がある場合においても、MCA制御局等の新たな設置を行う等の必要な措置を講じていること。

[(B) 略]

[E 略]

[(ウ) 略]

(エ) 周波数等

A 電波の型式

[削る]

[削る]

において「陸上移動局等」という。)は、根本基準第8条に適合するものであること。

なお、これらの無線局は、公共業務を行うことを開設理由とする場合であっても「MCA陸上移動通信用」として開設を認めることとする。この場合、移動可能な無線設備を用いて固定的に運用するものであっても陸上移動局として認める。

C 機能試験用無線局又はデジタル機能試験用無線局 (以下この(9)において「機能試験用無線局等」という。)の免許人は、MCA制御局等の免許人であること。

D MCA制御局等を運用する業務(以下この(イ)において「業務」という。)の計画は、次の条件を満足するものであること。

(A) 業務の実施計画等は、次の条件を満足するものであること。

[a～c 同左]

[新設]

[(B) 同左]

[E 同左]

[(ウ) 同左]

(エ) 周波数等

A 電波の型式

(A) MCA陸上移動通信を行う無線局又は機能試験用無線局
「F1D、F2C、F2D、F2F、F2X、F3C、F3D、F3E、F3F、F3X」

(A) デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局又はデジタル機能試験用無線局

a 基地局及び陸上移動局並びにそれらの機能試験用無線局
「G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1X、G7W、G7X」

b 陸上移動中継局
「G7W、G7X」

(B) 高度MCA陸上移動通信を行う無線局又は高度MCA機能試験用無線局

「X7D、X7W」

B 周波数

(A) デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

[削る]

[削る]

(B) デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局又はデジタル機能試験用無線局

a 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

(a) 基地局及び陸上移動局並びにそれらの機能試験用無線局

「G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1X、G7W、G7X」

(b) 陸上移動中継局

「G7W、G7X」

b 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するもの

(a) 基地局及び陸上移動局並びにそれらの機能試験用無線局

「D1B、D1C、D1D、D1E、D1F、D1X、D7W、D7X」

(b) 陸上移動中継局及びその機能試験用無線局

「G7W、G7X」

[新設]

[新設]

B 周波数

(A) 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

a MCA制御局 (MCA前進中継局を除く。)

別表1に示す周波数及びその周波数に6.25kHzを加えたインターリーブ波 (859.99375MHzを除く。) であること。

b MCA前進中継局

aの周波数及びaの周波数に55MHz又は80MHzを加えた周波数であること。

[削る]

a [略]

b デジタルMCA前進中継局

aの周波数及びaの周波数に80MHzを加えた周波数であること。

c デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

aの周波数に80MHzを加えた周波数であること。

d デジタル機能試験用無線局

(a) デジタルMCA制御局と設備を共用する無線局設備を共用するデジタルMCA制御局と同じ周波数であること。

(b) (a)以外のもの通信の相手方となるデジタルMCA制御局の周波数に80MHzを加えた周波数であること。

[削る]

c 指令局及びMCA陸上移動通信を行う陸上移動局
aの周波数にそれぞれ55MHz又は80MHzを加えた周波数であること。

d [同左]

e デジタルMCA前進中継局

dの周波数及びdの周波数に55MHz又は80MHzを加えた周波数であること。

f デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

dの周波数にそれぞれ55MHz又は80MHzを加えた周波数であること。

g 機能試験用無線局等

(a) MCA制御局等と設備を共用する無線局設備を共用するMCA制御局等と同じ周波数であること。

(b) (a)以外のもの通信の相手方となるMCA制御局等の周波数にそれぞれ55MHz又は80MHzを加えた周波数であること。

(B) 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するもの

a デジタルMCA制御局（デジタルMCA前進中継局を除く。）
別表1に示す周波数であること。

b デジタルMCA前進中継局

Dの周波数及びdの周波数から48MHzを減じた周波数であること。

c デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

Dの周波数からそれぞれ48MHzを減じた周波数であること。

d 機能試験用無線局等

(a) MCA制御局等と設備を共用する無線局設備を共用するMCA制御局等と同じ周波数であること。

(b) (a)以外のもの

(B) 高度MCA陸上移動通信を行う無線局

a 高度MCA制御局

942.5MHz

b 陸上移動局

897.5MHz

c 高度MCA機能試験用無線局

(a) 高度MCA制御局と設備を共用する無線局

942.5MHz

(b) (a)以外のもの

897.5MHz

C 空中線電力

[削る]

通信の相手方となるMCA制御局等の周波数からそれぞれ48MHzを減じた周波数であること。

[新設]

C 空中線電力

(A) 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

a MCA陸上移動通信を行う無線局

(a) MCA制御局

実効輻射電力が40W以下となる範囲の値の空中線電力であること。ただし、MCA制御局の設置条件上特に必要がある場合は、周波数の利用効率に支障を与えないことに配慮して実効輻射電力が80Wを超えない範囲で認めることとする。

(b) 指令局

10W以下で、かつ、MCA制御局の受信機入力電圧が40dB μ Vを超えない範囲であること。

(c) 陸上移動局

10W以下であること。ただし、回線品質を確保するため、必要に応じ30Wを超えない範囲で指定できるものとする。

(d) 機能試験用無線局

① MCA制御局と設備を共用する無線局

設備を共用するMCA制御局と同じ値であること。

② ①以外のもの

10W以下であること。

b デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

[削る]

- (a) デジタルMCA制御局
40W以下であること。
 - (b) デジタル指令局及び陸上移動局
2W以下であること。
 - (c) デジタル機能試験用無線局
 - ① デジタルMCA制御局と設備を共用する無線局
設備を共用するデジタルMCA制御局と同じ値であること。
 - ② ①以外のもの
2W以下であること。
- (B) 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するもの
- a MCA陸上移動通信を行う無線局
 - (a) MCA制御局
実効輻射電力が80W以下となる範囲の値の空中線電力であること。
ただし、MCA制御局の設置条件上特に必要がある場合は、周波数の利用効率に支障を与えないことに配慮して実効輻射電力が160Wを超えない範囲で指定できるものとする。
 - (b) 指令局
5W以下で、かつ、MCA制御局の受信機入力電圧が40dB μ Vを超えない範囲のものであること。
 - (c) 陸上移動局
5W以下であること。ただし、回線品質を確保するため、必要に応じ30Wを超えない範囲で指定できるものとする。
 - (d) 機能試験用無線局
 - ① MCA制御局と設備を共用する無線局
設備を共用するMCA制御局と同じ値であること。
 - ② ①以外のもの
5W以下であること。
 - b デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局
 - (a) デジタルMCA制御局
40W以下であること。

(A) デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

a デジタルMCA制御局

40W以下であること。

b デジタル指令局及び陸上移動局

2W以下であること。

c デジタル機能試験用無線局

(a) デジタルMCA制御局と設備を共用する無線局
設備を共用するデジタルMCA制御局と同じ値であること。

(b) (a)以外のもの
2W以下であること。

(B) 高度MCA陸上移動通信を行う無線局

a 高度MCA制御局

周波数の利用効率に支障を与えない範囲であること。

b 陸上移動局

200mW以下であること。

c 高度MCA機能試験用無線局

(a) 高度MCA制御局と設備を共用する無線局
設備を共用する高度MCA制御局と同じ値であること。

(b) (a)以外のもの
200mW以下であること。

(オ) 無線設備の設置場所等

A MCA制御局等の無線設備の設置場所は、無線ゾーンの設定、周波数の繰返し利用、他の無線局との干渉等との関連において適切であること。

(b) デジタル指令局及び陸上移動局

2W以下であること。

(c) デジタル機能試験用無線局

① デジタルMCA制御局と設備を共用する無線局
設備を共用するデジタルMCA制御局と同じ値であること。

② ①以外のもの
2W以下であること。

[新設]

[新設]

(オ) 無線設備の設置場所等

A MCA制御局等の無線設備の設置場所は、無線ゾーンの設定、周波数の繰返し利用、UHFテレビジョン放送に対するイメージ妨害等との関連において適切であること。

B デジタル指令局の無線設備の設置場所は、通信の相手方となるデジタルMCA制御局の無線ゾーン内であること。
ただし、周波数の利用効率に支障を与えるおそれのない場合に限り、無線ゾーンの近傍に設置することができるものとする。

[C 略]

D デジタルMCA制御局と無線設備を共用するデジタル機能試験用無線局を通信の相手方とするデジタル機能試験用無線局の無線設備の設置場所は、当該デジタルMCA制御局の無線ゾーン内であること。ただし、周波数の利用効率に支障を与えるおそれのない場合に限り、無線ゾーン外に設置することを認めることとする。

(カ) 工事設計

[削る]

B 指令局等の無線設備の設置場所は、通信の相手方となるMCA制御局等の無線ゾーン内であること。
ただし、周波数の利用効率に支障を与えるおそれのない場合に限り、無線ゾーンの近傍に設置することができるものとする。

[C 同左]

D MCA制御局等と無線設備を共用する機能試験用無線局等を通信の相手方とする機能試験用無線局等の無線設備の設置場所は、当該MCA制御局等の無線ゾーン内であること。ただし、周波数の利用効率に支障を与えるおそれのない場合に限り、無線ゾーン外に設置することを認めることとする。

(カ) 工事設計

A 800MHz帯の周波数の電波を使用するMCA制御局

(A) 送信装置の周波数偏移又は周波数偏位は、(±) 2.5kHz以内であること。

(B) 通信方式は、複信方式であること。

(C) 中継方式は、ベースバンド中継方式であること(MCA前進中継局を除く。)

(D) 空中線は、その発射電波の偏波面が垂直となるものであること。

(E) 空中線は、必要と認められる無線ゾーンに適した特性を有するものであること。

(F) 指定されたすべての周波数の電波が同時に発射できること。

(G) 回線設定等の制御は、制御用チャンネルで行うものであり、当該システムに指定された周波数ブロック内の任意の一の周波数によるものであること。

(H) 制御用チャンネルで制御不能になった場合は、通話用チャンネルのうちの一のチャンネルに切り替えて、引き続き制御できること。

(I) 制御用チャンネルは、最大15の通話用チャンネルを制御できること。

(J) すべての通話用チャンネルが使用されている場合であっても通話用チャンネルと同数以上の発呼に対し、適切な待ち時間に

A デジタルMCA制御局

[(A) ~ (M) 略]

[削る]

[削る]

において、予約を与えることができること。

(K) 一の群が連続して通話用チャンネルを使用することのできる時間は、180秒以内とし、システムの回線使用状況に応じて当該時間を短縮することが可能であること。ただし、専用システムについてはこの限りではない。

(L) 制御用チャンネルの送信装置及び受信装置には、予備装置が設置されていること。ただし、通話用チャンネルの送信装置及び受信装置を使用して制御が行える場合は、この限りでない。

(M) 一般商用電源の障害時には、予備電源装置の接続が可能なものであること（MCA前進中継局を除く。）

B 800MHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局

[(A) ~ (M) 同左]

C 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するMCA制御局

(A) 送信装置の周波数偏移又は周波数偏位は、(±) 5 kHz以内であること。

(B) その他の工事設計については、Aと同様であること。

D 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局

(A) 送信装置の伝送速度は、64kbpsであること。

(B) 通信方式は、複信方式であること。

(C) 中継方式は、ビット再生中継方式又は誤り訂正中継方式であること（デジタルMCA前進中継局を除く。）

(D) 空中線は、その発射電波の偏波面が垂直となるものであること。

(E) 空中線は、必要と認められる無線ゾーンに適した特性を有するものであること。

(F) 指定されたすべての周波数の電波が同時に発射できること。

(G) 回線設定等の制御は、制御用チャンネルで行うものであり、当該システムに指定された周波数ブロック内の任意の周波数の中の一又は複数のチャンネルによるものであること。

(H) 制御用チャンネルで制御不能になった場合は、通話用チャンネルのうちの一又は複数のチャンネルを制御用チャンネルに切り替えて、引き続き制御できること。

(I) 制御用チャンネルは、一システムを32波で構成する場合に

[削る]

は最大188の通話用チャンネルを、一システムを8波で構成する場合には最大47の通話用チャンネルを制御できること。

(J) すべての通話用チャンネルが使用されている場合であっても通話用チャンネルと同数以上の発呼に対し、適切な待ち時間において、予約を与えることができること。

(K) 一の群が連続して通話用チャンネルを使用することのできる時間は、300秒以内とし、システムの回線使用状況に応じて当該時間を短絡することが可能であること。ただし、専用システムについてはこの限りではない。

(L) 制御用チャンネルの送信装置及び受信装置には、予備装置が設置されていること。ただし、通話用チャンネルの送信装置及び受信装置を使用して制御が行える場合は、この限りでない。

(M) 一般商用電源の障害時には、予備電源装置の接続が可能なること（MCAデジタル前進中継局を除く。）

E 指令局及びMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

(A) 送信装置の周波数偏移又は周波数偏位は、(±) 2.5kHz以内であること。

(B) グループ呼出し（自群の中の特定の複数の局を呼び出すことをいう。）又は個別呼出し（自群の中の一の局を呼び出すことをいう。）は、通話用チャンネルで行うものであること。

(C) 送信することができる電波の周波数は、905.0125MHz及び905.0125MHzに6.25kHzの整数倍を加えた周波数であって914.9875MHz以下の全てのもの又は930.0125MHz及び930.0125MHzに6.25kHzの整数倍を加えた周波数であって939.9875MHz以下の全てのものであること。

(D) 受信することができる電波の周波数は、850.0125MHz及び850.0125MHzに6.25kHzの整数倍を加えた周波数であって、859.9875MHz以下の全てのものであること。

(E) 制御装置は、通信の相手方となるMCA制御局との間で使用する周波数及びトーン信号周波数並びにユーザ識別符号を切り替えることができるものであること。

(F) 故障により電波の発射が継続的に行われるときは、自動的にその発射を停止するものであること。

(G) データ通信を行う場合であって、音声下部帯域のトーン

B デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

[(A) 略]

[削る]

(B) 送信することができる電波の周波数

930.025MHz及び930.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であって939.975MHz以下の全てのもの。

[削る]

(C) 受信することができる電波の周波数

850.025MHz及び850.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であって、859.975MHz以下の全てのもの。

[(D) ~ (F) 略]

信号を使用する場合には、回線の制御に影響を与えないものであること。

(H) 空中線

a その発射電波の偏波面が垂直となるものであること。

b 指令局の空中線は、原則として指向性を有するものであること。

F デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

[(A) 同左]

(B) 送信することができる電波の周波数

a 800MHz帯の周波数にあつては、次のものであること。

905.025MHz及び905.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて914.975MHz以下の全てのもの又は930.025MHz及び930.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて939.975MHz以下の全てのもの。

b 1.5GHz帯の周波数にあつては、次のものであること。

1,455.375MHz及び1,455.375MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて、1,464.975MHz以下の範囲のもの。ただし、通信に当たってはデジタルMCA制御局から指定された周波数以外送信できないこと。

[新設]

(C) 受信することができる電波の周波数

a 800MHz帯の周波数にあつては、次のものであること。

850.025MHz及び850.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて、859.975MHz以下の全てのもの。

b 1.5GHz帯の周波数にあつては、次のものであること。

1,503.375MHz及び1,503.375MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて、1,512.975MHz以下の範囲のもの

[新設]

[(D) ~ (F) 同左]

C 高度MCA制御局

(A) 通信方式は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式であること。

(B) 空中線は、必要と認められる無線ゾーンに適した特性を有するものであること。

(C) 一般商用電源の障害時には、予備電源装置の接続が可能なものであること

D 高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局

(A) 通信方式は、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

(B) 空中線の絶対利得は3 dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が26dBm以下となる場合は、空中線電力の低下分を送信空中線利得で補うことができる。

[E 略]

(キ) 混信保護の標準

[削る]

A デジタルMCA制御局

デジタルMCA制御局から発射される電波の電界強度は、当該無線ゾーン内の場所率70%以上において、他のデジタルMCA制御局から発射される同一周波数の電波の電界強度に対して10.9dB以上高い値であること。

[削る]

[新設]

[新設]

[G 同左]

(キ) 混信保護の標準

A MCA制御局

(A) MCA制御局から発射される電波の電界強度は、当該無線ゾーン内の場所率70%以上において、他のMCA制御局から発射される同一周波数の電波の電界強度に対して10dB以上高い値であること。

(B) MCA制御局から発射される電波の電界強度は、当該無線ゾーン内の場所率70%以上において、他のMCA制御局から発射される主搬送波から800MHz帯の周波数にあつては6.25kHz、1.5GHz帯の周波数にあつては12.5kHz離れた周波数のインターリーブ波の電界強度に対して0 dB以上高い値であること。

B 800MHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局

デジタルMCA制御局から発射される電波の電界強度は、当該無線ゾーン内の場所率70%以上において、他のデジタルMCA制御局から発射される同一周波数の電波の電界強度に対して10.9dB以上高い値であること。

C 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局

デジタルMCA制御局から発射される電波の電界強度は、当該

(ク) 伝送の質
[削る]

デジタルMCA制御局とデジタル指令局の間の標準状態における受信機入力電圧は、11dB μ V以上であること。

(ケ) 電気通信事業者（以下この(9)において「事業者」という。）が提供する回線（以下この(9)において「事業者回線」という。）との接続を行う場合にあつては、次の条件を満足するものであること。

A 事業者回線との接続は、デジタル指令局、陸上移動局等、MCA制御局等（デジタルMCA前進中継局を除く。以下この(ケ)及び(コ)において同じ。）又は機能試験用無線局等において行うものであること。

[B～E 略]

[(コ) 略]
[削る]

無線ゾーン内の場所率70%以上において、他のデジタルMCA制御局から発射される同一周波数の電波の電界強度に対して20dB以上高い値であること。

(ク) 伝送の質

A MCA制御局と指令局の間の標準状態における受信機入力電圧は、15dB μ V以上であること。

B デジタルMCA制御局とデジタル指令局の間の標準状態における受信機入力電圧は、800MHz帯の周波数の電波を使用するものにあつては11dB μ V以上、1.5GHz帯の周波数の電波を使用するものにあつては17dB μ V以上であること。

(ケ) 電気通信事業者（以下この(9)において「事業者」という。）が提供する回線（以下この(9)において「事業者回線」という。）との接続を行う場合にあつては、次の条件を満足するものであること。

A 事業者回線との接続は、指令局等、陸上移動局等、MCA制御局等（MCA前進中継局及びデジタルMCA前進中継局を除く。以下この(ケ)及び(コ)において同じ。）又は機能試験用無線局等において行うものであること。

[B～E 同左]

[(コ) 同左]

(サ) データ通信を行う指令局及び陸上移動局（デジタルを除く。）データ通信は、そのシステムにおける標準的な通信トラヒックに影響を与えない範囲で行われるものであり、原則として次の条件を満足するものであること。

ただし、専用システムに加入する場合についてはこの限りでない。

A 1局当たりの平均保留時間は1日当たり12分以下、かつ、1か月当たり240分以下であること。

B 1局当たりの発呼回数は1時間当たり6回以下であること。

C 自動発呼（ポーリング）は、必要最小限であり、通話チャンネルを継続して占有しないものであること。

イ 周波数指定の詳細審査

MCA陸上移動通信を行う無線局の周波数指定の詳細審査は、次により行う。

(ア) MCA制御局等

A 周波数の指定

(A) 周波数の数

[削る]

D トラヒックの大幅な増加となった場合には、免許人において必要な措置がとられるものであること。

イ 周波数指定の詳細審査

MCA陸上移動通信を行う無線局の周波数指定の詳細審査は、次により行う。

(ア) MCA制御局等

A 周波数の指定

(A) 周波数の数

a MCA制御局 (MCA前進中継局を除く。)

次に定める条件を満足する場合に、原則として、次表における標準的収容可能無線局数に対応する周波数の数を指定することとする。ここで「無線局数」は、指令局及びMCA陸上移動通信を行う陸上移動局の合計の数 (第4の2に定める特定無線局の最大運用数を含み、データ伝送のみを行うものを除く。) とする。ただし、専用システム及び可搬型MCA制御局については、この限りでない。

指定する周波数の数	標準的収容可能無線局数
4	305局
5	492
6	692
7	904
8	1,121
9	1,346
10	1,573
11	1,804
12	2,039
13	2,278
14	2,517
15	2,758
16	3,000

(a) 開設の場合 (異なる周波数帯のシステムを増設する場合を含む。)

a デジタルMCA制御局

- $P \geq M(n)$
- (b) 一のシステムにおける周波数の追加の場合
 $X \geq 0.7 \times M(n_0)$ 、かつ、 $P \geq M(n)$
- (c) 周波数の削減の場合
 $X \leq M(n)$
- (d) システムを増設する場合（異なる周波数帯のシステムを増設する場合を除く。）
 $Q \geq 2,000$ 、かつ、 $P \geq M(n)$
- (e) 再免許の場合
- ① 再免許の申請の日が当該MCAシステムの最初のMCA制御局の免許の日又は周波数の追加に係る変更の許可の日から4年以上経過している場合
 $Y \geq 0.7 \times M(n)$
- ② ①以外の場合
 $n = n_0$
ただし、
n：指定する周波数の数
M(n)：周波数がnのときの標準的收容可能無線局数
n₀：現に有する周波数の数
M(n₀)：現に有する周波数の数に対応する標準的收容可能無線局数
P：当該システムの運用開始の日（変更申請の場合は、申請の日）から5年後の日において予測される無線局数
Q：新たに設置するシステムの申請の日における既設の最新システムを使用する無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）
X：当該システムを使用する無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）
Y：再免許申請の日において免許されている当該システムを使用する無線局数（第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）
- b 800MHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局（デジタルMCA前進中継局を除く。）

周波数の数については、最繁時の呼量を次表と比較して指定することとする。

なお、算出された周波数の数が1以下である場合には、最大2まで指定できるものとする。

指定する周波数の数	呼量 (erl)
1	0.73
2	3.20
3	6.19
4	9.40
5	12.76
6	16.21
7	19.73
8	23.31

[削る]

周波数の数については、最繁時の呼量を次表と比較して指定することとする。

なお、算出された周波数の数が1以下である場合には、最大2まで指定できるものとする。

指定する周波数の数	呼量 (erl)
1	0.73
2	3.20
3	6.19
4	9.40
5	12.76
6	16.21
7	19.73
8	23.31

c 1. 5GHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局（デジタルMCA前進中継局を除く。）

次に定める条件を満足する場合に、次表において、標準的収容可能無線局数に対応する周波数の数を指定することとする。ここで、「無線局数」は、デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局の合計の数（第4の2に定める特定無線局の最大運用数を含む。）とする。ただし、デジタルネットワークにあっては当該デジタルネットワークに加入するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局の総数（第4の2に定める特定無線局の最大運用数を含む。）から、当該デジタルネットワーク内の各システムを使用する比率に従ってそれぞれのシステムを使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局の局数として算出するものとする。

表1 1システムを32波で構成する場合

指定する周波数の数	標準的収容可能無線局数	指定する周波数の数	標準的収容可能無線局数
1	275局	17	12,858局
2	906	18	13,714
3	1,626	19	14,572

4	2,382	20	15,433
5	3,162	21	16,297
6	3,957	22	17,163
7	4,764	23	18,031
8	5,580	24	18,902
9	6,265	25	19,630
10	7,092	26	20,506
11	7,925	27	21,385
12	8,762	28	22,266
13	9,604	29	23,151
14	10,448	30	24,039
15	11,269	31	24,931
16	12,147	32	25,826

表2 1システムを8波で構成する場合

指定する周波数の数	標準的収容可能無線局数
1	275
2	906
3	1,626
4	2,382
5	3,162
6	3,957
7	4,764
8	5,580

- (a) 開設の場合（MCA制御局に新たにデジタル方式のシステムを増設する場合を含む。）
 $P \geq M(n)$
- (b) 一のシステムにおける周波数の追加の場合
 $X \geq 0.7 \times M(n_0)$ 、かつ、 $P \geq M(n)$
- (c) 周波数の削減の場合
 $X \leq M(n)$
- (d) システムを増設する場合（MCA制御局に新たに

b デジタルMC A前進中継局

通信の相手方となるデジタルMC A制御局に割り当てた周波数に対応できるものとする。

(B) 周波数ブロックの選定等
[削る]

デジタル方式のシステムを増設する場合を除く。)

① 表1を適用する場合

$$Q \geq 17,000、かつ、P \geq M(n)$$

② 表2を適用する場合

$$Q \geq 3,000、かつ、P \geq M(n)$$

(e) 再免許の場合

① 再免許の申請の日が当該デジタルMC Aシステムの最初のデジタルMC A制御局の免許の日又は周波数の追加に係る変更の許可の日から4年以上経過している場合

$$Y \geq 0.7 \times M(n)$$

② a 以外の場合

$$n = n_0$$

ただし、

n 、 $M(n)$ 、 n_0 、 $M(n_0)$ 、 P 、 Q 、 X 及び Y ：上記Aに同じ。

d MC A前進中継局 (デジタルを含む。)

通信の相手方となるMC A制御局に割り当てた周波数に対応できるものとする。

(B) 周波数ブロックの選定等

a 800MHz帯の周波数の電波を使用するMC A制御局

別表1に従い、当該MC A制御局を主たる通信の相手方とする無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）を勘案の上、原則として周波数ブロック1から10まで及び26から35まで若しくは周波数ブロック11から25まで及び36から50までの周波数ブロックから順次選択して使用するものとする。周波数の指定に当たっては、周波数割当計画によるものとする。

ただし、周波数ブロックの選定に当たっては、MC A制御局周辺におけるUHFテレビジョン放送の受信に対し、イメージ周波数（テレビジョン割当周波数 $\pm 3\text{MHz} + 2 \times 57\text{MHz}$ ）による妨害を生じないように配慮するものとする。この場合、テレビジョン受信機の受信機入力電圧に対するD/Uは0dB以上であること。

なお、インターリーブ波は、周波数の繰返し利用効率を

[削る]

a デジタルMCA制御局

別表1に従い、当該デジタルMCA制御局を主たる通信の相手方とする無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）を勘案の上、周波数有効利用を考慮の上、使用するものとする。

なお、隣接する制御局で無線ゾーンが重複する場合、原則としてその制御局には隣接する制御局に割り当てた周波数ブロック±25kHzの周波数ブロック以外から指定すること。周波数の指定に当たっては、別に通知する当該年度の周波数割当計画によるものとする。

[削る]

B 標準的収容可能見込局数の算出

高める場合又はその他必要と認められる場合に指定するものとする。

b 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するMCA制御局

別表1に従い、当該MCA制御局を主たる通信の相手方とする無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）を勘案の上、原則として高い周波数ブロックから使用するものとする。周波数の指定に当たっては、別に通知する当該年度の周波数割当計画によるものとする。

なお、インターリーブ波は、周波数の繰返し利用効率を高める場合又はその他必要な場合に認めることとする。

c 800MHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局

別表1に従い、当該MCA制御局を主たる通信の相手方とする無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）を勘案の上、周波数有効利用を考慮の上、使用するものとする。

なお、隣接する制御局で無線ゾーンが重複する場合、原則としてその制御局には隣接する制御局に割り当てた周波数ブロック±25kHzの周波数ブロック以外から指定すること。周波数の指定に当たっては、別に通知する当該年度の周波数割当計画によるものとする。

d 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局

別表1に従い、当該MCA制御局を主たる通信の相手方とする無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）を勘案の上、周波数有効利用を考慮の上、使用するものとする。

なお、隣接する制御局で無線ゾーンが重複する場合、その制御局には隣接する制御局に割り当てた周波数ブロック±25kHzの周波数ブロック以外から指定すること。周波数の指定に当たっては、別に通知する当該年度の周波数割当計画によるものとする。

B 標準的収容可能見込局数の算出

デジタルネットワークの場合については、Aにより作成された周波数の割当計画に基づき、5年後までの各年度末における標準的収容可能見込局数を次により算出するものとする。

[削る]

当該デジタルネットワーク内のデジタルMCA制御局に指定している周波数の数及び指定することを計画している周波数の数から、A(A)のcの表により自局管内におけるデジタルネットワーク別の標準的収容可能見込局数を算出する。

C その他の事項

[(A) 略]

[(B) 略]

[削る]

(C) 当該デジタルMCA陸上移動通信システムの運用開始の日(周波数の追加が行われた場合は、周波数の追加に係る変更の許可の日)から5年後の日において当該システムを使用する無線局数(申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。)が当該システムの周波数の数に対応する標準的収容可能見込局数の70%を超えないことが明らかかな場合には、原則として当該システムの周波数の数を削減して変更申請を要するものであること。

(イ) デジタル指令局及び陸上移動局等

A 周波数

Aにより作成された周波数の割当計画に基づき、5年後までの各年度末における標準的収容可能見込局数を次により算出するものとする。

(A) MCA制御局の場合

MCA制御局に指定している周波数の数及び指定することを計画している周波数の数から、A(A)のaの表により自局管内におけるMCA制御局別の標準的収容可能見込局数を算出する。

(B) デジタルネットワークの場合

当該デジタルネットワーク内のデジタルMCA制御局に指定している周波数の数及び指定することを計画している周波数の数から、A(A)のcの表により自局管内におけるデジタルネットワーク別の標準的収容可能見込局数を算出する。

C その他の事項

[(A) 同左]

[(B) 同左]

(C) 通信の相手方となるMCA前進中継局、デジタル前進中継局、指令局等又は陸上移動局等の周波数が905MHzを超え915MHz以下を含み、当該周波数と対の二周波方式で通信を行う場合の使用期限は平成30年3月31日まで、1503.35MHzを超え1513MHz以下を含み、当該周波数と対の二周波方式で通信を行う場合の使用期限は平成26年3月31日までに限る。

(D) 当該MCA陸上移動通信システム及びデジタルMCA陸上移動通信システムの運用開始の日(周波数の追加が行われた場合は、周波数の追加に係る変更の許可の日)から5年後の日において当該システムを使用する無線局数(申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。)が当該システムの周波数の数に対応する標準的収容可能見込局数の70%を超えないことが明らかかな場合には、原則として当該システムの周波数の数を削減して変更申請を要するものであること。

(イ) 指令局等及び陸上移動局等

A 周波数

[削る]

(A) デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（デジタル機能試験用無線局たる陸上移動局を除く。）

制御局の周波数に80MHzを加えた全ての周波数（当該無線局から送信可能な周波数に限る。）を認めることとする。

[B 略]

[削る]

(A) 指令局及びMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（機能試験用無線局たる陸上移動局を除く。）

周波数ブロック1から50までの周波数ブロックの周波数（インターリーブ波を含む。）に対し、それぞれ55MHz又は80MHz高い全ての周波数を認めることとする。

(B) デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（デジタル機能試験用無線局たる陸上移動局を除く。）

a 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

制御局の周波数にそれぞれ55MHz又は80MHzを加えた全ての周波数（当該無線局から送信可能な周波数に限る。）を認めることとする。

b 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するもの

制御局の周波数からそれぞれ48MHzを減じた全ての周波数（当該無線局から送信可能な周波数に限る。）を認めることとする。

[B 同左]

C 指令局の附属装置

(A) 附属装置の記載は、工事設計の附属装置の欄に制御装置、記憶装置、トーン信号発生装置等について次表の要領で記載があること。

種類及び型式又は名称	方式、規格等の記載例
制御装置	信号伝送方式 タイムスロット ランダムアクセス方式 符号型式 NRZ等長符号 マーク周波数 1,200Hz スpeek周波数 1,800Hz 信号伝送速度 1,200bps
記憶装置	ROM型式名 MB7138E 記憶容量 2 kbyte ユーザ識別符号 01—01—0001
トーン信号発生装置	トーン信号周波数 151.4Hz

注 開設又は変更の工事(新しいユーザ識別符号又はトーン信

号周波数を必要とする場合に限る。)の際は、空欄で申請し、予備免許等の際に使用するユーザ識別符号又はトーン信号周波数を記入する。

(B) ユーザ識別符号

- a 設備規則第49条の7に規定する条件に適合する無線設備を使用する。

MC A陸上移動通信におけるユーザコードは、次によること。

(a) 総合通信局コード

表のとおりとする。

地方局名	総合通信局コード
北海道総合通信局	10
東北 総合通信局	09
関東 総合通信局	01, 12
信越 総合通信局	02
北陸 総合通信局	04
東海 総合通信局	03
近畿 総合通信局	05, 13
中国 総合通信局	06
四国 総合通信局	07
九州 総合通信局	08, 14
沖縄総合通信事務所	11

(b) システムコード

一の総合通信局管内のシステムごとに、設置された順に2けたの10進数を認めることとする。

(c) 群コード

一のシステムを使用する群ごとに、原則として使用を開始した順に4けたの10進数を認めることとする。

- b 設備規則第49条の7ただし書に規定する条件に適合する無線設備を使用するMC A陸上移動通信におけるユーザ識別符号は、システムを使用する群ごとに異なるものを使用するものであること。

(C) トーン信号周波数

C デジタル指令局の附属装置

(A) 附属装置

附属装置の記載は、工事設計書の附属装置の欄に制御装置、記憶装置等について装置ごとに記載するものとし、ユーザ識別符号は、記憶装置の一部として取り扱う。

なお、開設又は変更の工事（新しいユーザ識別符号を必要とする場合に限る。）の際は、空欄で申請させ、予備免許等の際に使用するユーザ識別符号を記入させるものとする。

(B) ユーザ識別符号

群ごとに異なるコードを使用するものであること。

[削る]

- a 一のMCA制御局が受信できるトーン信号周波数は、一に限るものとする。
- b 指令局又は陸上移動局の発生するトーン信号周波数は、通信の相手方となるMCA制御局の受信できるトーン信号周波数に一致するものとする。
- c トーン信号周波数の割当ては、同一の周波数で同一のトーン信号周波数を使用する無線局相互間の混信による誤動作が起らないように行うものとする。

D デジタル指令局の附属装置

(A) 附属装置

附属装置の記載は、工事設計書の附属装置の欄に制御装置、記憶装置等について装置ごとに記載するものとし、ユーザ識別符号は、記憶装置の一部として取り扱う。

なお、開設又は変更の工事（新しいユーザ識別符号を必要とする場合に限る。）の際は、空欄で申請させ、予備免許等の際に使用するユーザ識別符号を記入させるものとする。

(B) ユーザ識別符号

群ごとに異なるコードを使用するものであること。

E その他の事項

- (A) データ通信を行う場合（デジタル及び専用システムを除く。）においてアの（サ）に定める基準を超えるおそれのある場合には、トラヒックに関して必要な資料の提出を求め、アの（サ）の規定に合致するよう指導する。

また、そのシステムの標準的な通信トラヒックに影響を与えるおそれのある場合には、「データ通信の利用は、他の無線局の運用に支障を与えない場合に限る。」旨の付款を付して認めることとする。

- (B) 平成25年1月1日以降は、現に905MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。）については、現に当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

- (C) 平成25年1月1日以降は、現に1,455.35MHzを超え1,465MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（平成24年12

[削る]

[(10) ~ (20) 略]

[4 略]

第4 包括免許関係

[1 略]

2 電気通信業務用特定無線局以外の特定無線局

(1) デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局又は高度MCA陸上移動通信を行う特定無線局

デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局又は高度MCA陸上移動通信を行う特定無線局であって、包括免許に係るものの審査は、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項において使用する用語の意義は、第2の3の(9)によるほ

月31日以前に免許申請のあったものを除く。)については、現に当該免許人が指定を受けている周波数及び905MHzを超え915MHz以下の周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

(D) 平成25年6月1日以降は、905MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の再免許に当たっては、免許の有効期限が平成30年3月31日までの範囲であること。

(ウ) 機能試験用無線局等

A MCA制御局等と設備を共用する機能試験用無線局等の周波数

設備を共用するMCA制御局等に指定した周波数を認めることとする。

B A以外の機能試験用無線局等の周波数

通信の相手方となるMCA制御局等又はこれと設備を共用する機能試験用無線局等に指定した全部の周波数に対し、800MHz帯の周波数にあつてはそれぞれ55MHz又は80MHz高い周波数を、1.5GHz帯の周波数にあつてはそれぞれ48MHz低い周波数を認めることとする。

[(10) ~ (20) 同左]

[4 同左]

第4 包括免許関係

[1 同左]

2 電気通信業務用特定無線局以外の特定無線局

(1) MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局

MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局であつて、850MHzを超え940MHz以下(以下本項において「800MHz帯」という。)の周波数の電波を使用するもの、又は1,455.35MHzを超え1,513MHz以下(以下本項において「1.5GHz帯」という。)の周波数の電波を使用するものであつて、包括免許に係るものの審査は、次の基準により行う。

ア 用語の意義

本項において使用する用語の意義は、第2の3の(11)によるほ

か次のとおりとする。

(ア) 「特定無線局」とは、デジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（機能試験用無線局たる陸上移動局を含む。）又は高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局（機能試験用無線局たる陸上移動局を含む。）であって、包括免許に係るものをいう。

(イ) 「個別免許局」とは、デジタルMCA陸上移動通信を行う指令局、デジタル指令局及び陸上移動局（管理移動局及び機能試験用無線局たる陸上移動局を含む。）又は高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局（機能試験用無線局たる陸上移動局を含む。）であって、包括免許に係るもの以外をいう。

(ウ) 「主たる通信の相手方」とは、特定無線局の通信の相手方となるMCA制御局等のうち、最も多くの通信を行うMCA制御局等をいう。ただし、デジタルの場合は、特定無線局の通信の相手方となるデジタルMCA制御局のうち、最も多くの通信を行うデジタルMCA制御局が属するデジタルネットワークをいう。

[イ 略]

ウ 申請の単位

特定無線局の申請は、主たる通信の相手方となるデジタルネットワーク又は高度MCA制御局を管轄する総合通信局別に各号に掲げる事項を同じくするものであることとする。ただし、同一の申請単位であっても申請者の希望により、複数の申請を妨げない。

(ア) 特定無線局の目的

(イ) 主たる通信の相手方となるデジタルMCA制御局又は高度MCA制御局の免許人

(ウ) ケの（ア）及び（イ）に定める電波の型式及び周波数

(エ) 施行規則第15条の3に掲げる規格

[エ 略]

[オ 略]

カ 最大運用数等

(ア) 最大運用数は、以下に合致するものであること。

[削る]

か次のとおりとする。

(ア) 「特定無線局」とは、MCA陸上移動通信又はデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（機能試験用無線局たる陸上移動局を含む。）であって、包括免許に係るものをいう。

(イ) 「個別免許局」とは、MCA陸上移動通信又はデジタルMCA陸上移動通信を行う指令局、デジタル指令局及び陸上移動局（管理移動局及び機能試験用無線局たる陸上移動局を含む。）であって、包括免許に係るもの以外をいう。

(ウ) 「主たる通信の相手方」とは、特定無線局の通信の相手方となるMCA制御局のうち、最も多くの通信を行うMCA制御局をいう。ただし、デジタルの場合は、特定無線局の通信の相手方となるデジタルMCA制御局のうち、最も多くの通信を行うデジタルMCA制御局が属するデジタルネットワークをいう。

[イ 同左]

ウ 申請の単位

特定無線局の申請は、主たる通信の相手方となるMCA制御局又はデジタルネットワークを管轄する総合通信局別に各号に掲げる事項を同じくするものであることとする。ただし、同一の申請単位であっても申請者の希望により、複数の申請を妨げない。

(ア) 特定無線局の目的

(イ) 主たる通信の相手方となるMCA制御局又はデジタルMCA制御局の免許人

(ウ) ケの（ア）及び（イ）に定める電波の型式及び周波数

(エ) 施行規則第15条の3に掲げる規格

[エ 同左]

[オ 同左]

カ 最大運用数等

(ア) 最大運用数は、以下に合致するものであること。

A MCA制御局に加入の場合

包括免許の運用期間中における当該年度末ごとに、運用見込局数は、主たる通信の相手方となるMCA制御局が現に収容している無線局数（個別免許局を含む。）、既に免許をしている他の特定

A デジタルネットワークに加入する場合

包括免許の有効期間中における当該年度末ごとに、運用見込数は、デジタルネットワークが現に収容している無線局数（個別免許局を含む。）、既に免許をしている他の特定無線局の最大運用数に係る計画（申請中のものを含む。）及び第2の3の(9)の標準的収容可能見込局数を勘案の上、適切なものであること。

B 高度MCA制御局に加入する場合

包括免許の運用期間中における当該年度末ごとに、運用見込局数は、主たる通信の相手方となる高度MCA制御局が現に収容している無線局数（個別免許局を含む。）、既に免許をしている他の特定無線局の最大運用数に係る計画（申請中のものを含む。）等を勘案の上、適切なものであること。

(イ) 最大運用数に係る計画等の変更

最大運用数に係る計画等の変更があった場合は、上記（ア）によるほか、次によること。

[削る]

A デジタルネットワークに加入する特定無線局

無線局の最大運用数に係る計画（申請中のものを含む。）及び第2の3の(11)の標準的収容可能見込局数等を勘案の上、適切なものであること。

B デジタルネットワークに加入する場合

包括免許の有効期間中における当該年度末ごとに、運用見込数は、デジタルネットワークが現に収容している無線局数（個別免許局を含む。）、既に免許をしている他の特定無線局の最大運用数に係る計画（申請中のものを含む。）及び第2の3の(11)の標準的収容可能見込局数を勘案の上、適切なものであること。

[新設]

(イ) 最大運用数に係る計画等の変更

最大運用数に係る計画等の変更があった場合は、上記（ア）によるほか、次によること。

A MCA制御局に加入の場合

(A) 他のMCA制御局（既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されていないMCA制御局に限る。）に新たに加入する場合は、法第27条の8による通信の相手方の変更とする。

(B) 他のMCA制御局（既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されていないMCA制御局に限る。）に新たに加入する場合であって、指定無線局数の変更を同時に行う場合は、法第27条の8による通信の相手方の変更及び法第27条の9による指定無線局数の変更とする。

(C) 既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されているMCA制御局において、指定無線局数の変更を伴う場合は、法第27条の9による指定無線局数の変更とする。

B デジタルネットワークに加入する特定無線局

(A) 他のデジタルネットワーク（既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されていないデジタルネットワークに限る。）に新たに加入する場合は、法第 27 条の 8 による通信の相手方の変更とする。

(B) 他のデジタルネットワーク（既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されていないデジタルネットワークに限る。）に新たに加入する場合であって、指定無線局数の変更を同時に行う場合は、法第 27 条の 8 による通信の相手方の変更及び法第 27 条の 9 による指定無線局数の変更とする。

(C) 既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されているデジタルネットワーク内において、指定無線局数の変更を伴う場合は、法第 27 条の 9 による指定無線局数の変更とする。

B 高度MCA制御局に加入の場合

(A) 他の高度MCA制御局（既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されていない高度MCA制御局に限る。）に新たに加入する場合は、法第 27 条の 8 による通信の相手方の変更とする。

(B) 他の高度MCA制御局（既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されていない高度MCA制御局に限る。）に新たに加入する場合であって、指定無線局数の変更を同時に行う場合は、法第 27 条の 8 による通信の相手方の変更及び法第 27 条の 9 による指定無線局数の変更とする。

(C) 既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されている高度MCA制御局において、指定無線局数の変更を伴う場合は、法第 27 条の 9 による指定無線局数の変更とする。

[(ウ) 略]

キ 通信の相手方

「免許人が使用の承諾を受けた陸上移動中継局」であること。ただし、デジタルネットワーク又は高度MCA制御局の免許人が開設する場合は、「免許人所属の陸上移動中継局」であること。

(A) 他のデジタルネットワーク（既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されていないデジタルネットワークに限る。）に新たに加入する場合は、法第 27 条の 8 による通信の相手方の変更とする。

(B) 他のデジタルネットワーク（既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されていないデジタルネットワークに限る。）に新たに加入する場合であって、指定無線局数の変更を同時に行う場合は、法第 27 条の 8 による通信の相手方の変更及び法第 27 条の 9 による指定無線局数の変更とする。

(C) 既に包括免許を受けている特定無線局の最大運用数に係る計画等において記載されているデジタルネットワーク内において、指定無線局数の変更を伴う場合は、法第 27 条の 9 による指定無線局数の変更とする。

[新設]

[(ウ) 同左]

キ 通信の相手方

「免許人が使用の承諾を受けた陸上移動中継局」であること。ただし、MCA制御局又はデジタルネットワークの免許人が開設する場合は、「免許人所属の陸上移動中継局」であること。

ク 周波数等

(ア) 電波の型式の指定は、次のとおりであること。
[削る]

A デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局
「G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1X、G7W、
G7X」であること。

B 高度MCA陸上移動通信を行う特定無線局
「X7D、X7W」であること。

(イ) 周波数は、次のとおりであること。
[削る]

A デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局
告示の2の表2に掲げる「DBH」又は「DBV」であること。

B 高度MCA陸上移動通信を行う特定無線局
「897.5MHz」であること。

(ウ) 空中線電力の指定は、次のとおりとする。
[削る]

A デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局
2W以下であること。

B 高度MCA陸上移動通信を行う特定無線局

ク 周波数等

(ア) 電波の型式の指定は、次のとおりであること。

A MCA陸上移動通信を行う特定無線局
「F1D、F2C、F2D、F2F、F2X、F3C、F3D、
F3E、F3F、F3X」であること。

B デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局
(A) 800MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
「G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1X、G7W、
G7X」であること。

(B) 1.5GHz 帯の周波数の電波を使用するもの
「D1B、D1C、D1D、D1E、D1F、D1X、D7W、
D7X」であること。

[新設]

(イ) 周波数は、次のとおりであること。

A MCA陸上移動通信を行う特定無線局
平成2年郵政省告示第719号(陸上移動業務の無線局において
使用する電波の周波数を表示する記号を定める件)(以下この
(イ)において「告示」という。)の1の表2に掲げる「ABH」
又は「ABV」であること。

B デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局
(A) 800MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
告示の2の表2に掲げる「DBH」又は「DBV」であること。

(B) 1.5GHz 帯の周波数の電波を使用するもの
告示の2の表4に掲げる「DAL」であること。

[新設]

(ウ) 空中線電力の指定は、次のとおりとする。

A MCA陸上移動通信を行う特定無線局
10W以下であること。ただし、回線品質を確保するため、必要
に応じ30Wを超えない範囲とする。

B デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局
2W以下であること。

[新設]

200mW以下であること。

ケ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の7の3又は第49条の7の4の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(イ) 無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明を有するものであること。

(ウ) 技術基準適合証明の内容

クの(イ)及び(ウ)に適合するものであること。

[削る]

[(2) 略]

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

ケ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の7、第49条の7の2又は第49条の7の3の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(イ) 無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明を有するものであること。

(ウ) 技術基準適合証明の内容

クの(イ)及び(ウ)に適合するものであること。

コ その他の事項

(ア) 平成25年1月1日以降は、現に905MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を使用する無線局(平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。)については、現に当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

(イ) 平成25年1月1日以降は、現に1,455.35MHzを超え1,465MHz以下の周波数の電波を使用する無線局(平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。)については、現に当該免許人が指定を受けている周波数及び905MHzを超え915MHz以下の周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

(ウ) 平成25年6月1日以降は、905MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の再免許に当たっては、免許の有効期限が平成30年3月31日までの範囲であること。

[(2) 同左]